

徳島県告示第三百五十四号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき森林管理重点地域の指定をしたいので、同条第三項の規定により次のことおり告示し、令和七年七月一日から同月三十日までの間、指定案を公衆の縦覧に供する。
なお、指定をしようとする区域の森林所有者等その他の利害関係人は、縦覧の期間の満了の日までに、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

令和七年七月一日

徳島県知事　後藤田　正　純

- 一 指定の種別
第一種森林管理重点地域
- 二 指定をしようとする区域
海部郡海陽町久尾字畠口一六の一（次の図に示す部分に限る。）
- 三 縦覧場所及び意見書の提出先
郵便番号　七七〇一八五七〇
徳島市万代町一丁目一番地
徳島県農林水産部森林土木・保全課森林保全担当
電話番号　〇八八一六二一一四五〇
(「次の図」は省略)